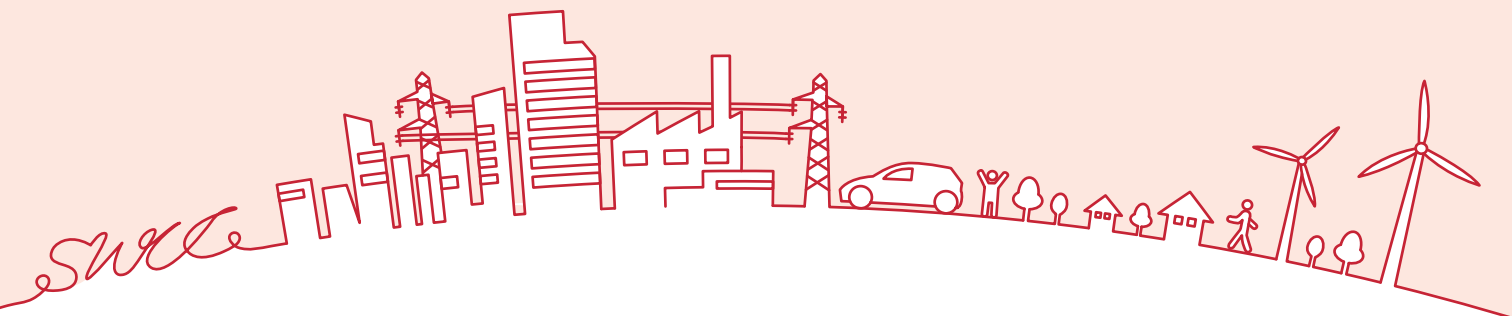


第128期 定時株主総会 招集ご通知



いま、あたらしいことを。
いつか、あたりまえになることへ。



開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

開催場所

神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

（証券コード：5805）

時代は、変化でできている。

私たちが、変化をしないわけにはいかない。

インフラだけじゃない。電線だけでもない。

つないでいるのは、昨日や、今日や、明日のこと。

この先も、人が和やかに生きるために。

いつかの、愛すべきあたりまえのために。

人を想う品質と信頼で、応えていく。

だから、情熱と輝きをたやさない。挑戦をやめない。

いま、あたらしいことを。

いつか、あたりまえになることへ。



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年4月にSWCC株式会社と社名を変え、「時代は、変化でできている。」で始まるパーパスのもと、事業会社として経営を行ってきました。経営変革を始めて6年目となり、当初の目標であった収益性の改善や財務体質の改善に一定の目途はつきました。これもひとえにSWCCグループを支えてくださる皆様のご支援によるものと深く感謝いたしております。

現中期経営計画もあと3年を残しますが、更なる改革と成長を目指し、これからも従業員一人ひとりが生き生きと働ける職場を作り、資本効率が高く、株主価値を最大化する企業となるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

SWCC株式会社
代表取締役・取締役会議長
CEO 社長執行役員

長谷川 隆也



株主各位

証券コード 5805
2024年6月7日

川崎市川崎区日進町1番14号
SWCC株式会社
代表取締役 長谷川 隆代

第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第128期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.swcc.co.jp/jpn/ir/stock/meeting.html>



【定時株主総会招集ご通知 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5805/tei/ji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（東証ウェブサイトにアクセスしていただく場合は、「銘柄名（会社名）」に「SWCC」（全角）を、あるいは「コード」に当社証券コード「5805」（半角）を入力・検索の上、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2024年6月24日（月曜日）午後5時**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



▶ インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。



▶ 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

記

1 日 時	2024年6月25日（火曜日）午前10時
2 場 所	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地 川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第128期（自2023年4月1日至2024年3月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第128期（自2023年4月1日至2024年3月31日） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 3. インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト等にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、当該書面記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以上

SWCCグループの経営方針

(1) 中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」

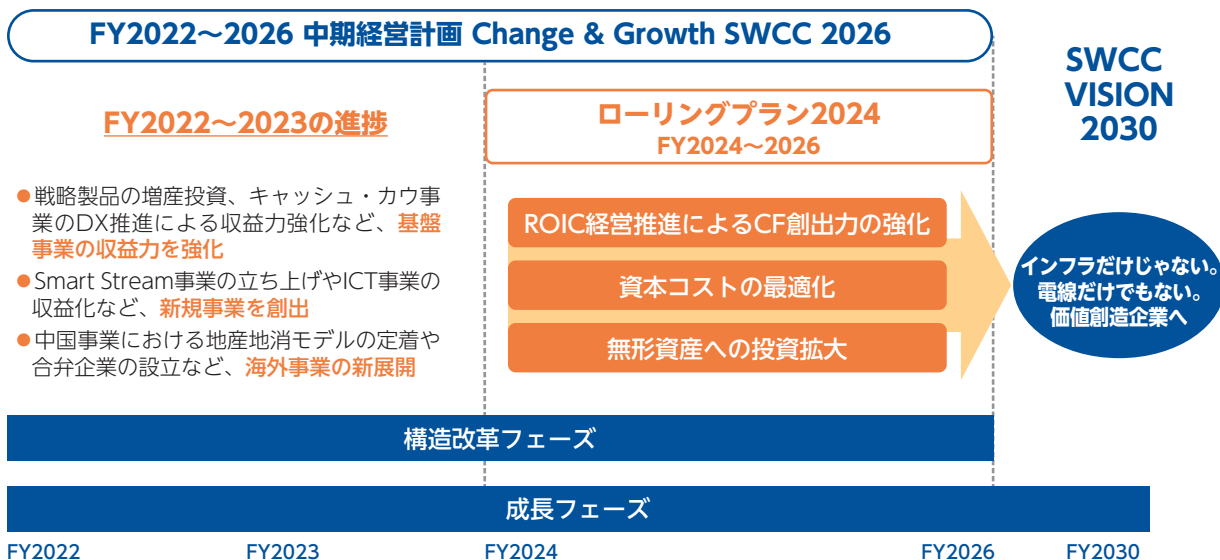
2030年までのありたい姿として、当社は総合電線メーカーの枠から脱却し、これまで以上に人々の暮らしを豊かにするソリューション提案型メーカーへの変貌を描いています。

中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」では、事業環境の変化と中期経営計画2年間の進捗をふまえて全体の計画をアップサイドに見直ししながら、2030年までのありたい姿に近づくべく企業価値向上に向けた新たな重点施策を打ち出しました。

具体的には、ROIC経営にさらなる磨きをかけ事業のキャッシュ・フロー創出力を強化するほか、資本戦略の強化により資本コストの最適化と株主還元の充実を図ります。また、これまでの改革を後戻りさせない人的資本戦略も充実させるほか、今回の計画のアップサイド要素として、BD（Business Development）戦略を基軸とした新市場・新領域への事業拡大にも力を入れていきます。

今回のローリングプランの位置づけと主な財務数値目標は以下のとおりです。

■ローリングプラン2024の位置づけ



■ローリングプラン2024 財務数値目標

		ローリング前		ローリング後
		FY2023 (実績)	FY2026 (目標)	FY2026 (目標)
収益性	営業利益	128億円	150億円	170億円
効率性	ROE	12.3%	10%以上	14%以上
	ROIC	8.3%	10%以上	10%以上
株主還元	配当金 (配当性向/DOE)	90円 (30%/3.7%)	120円以上 (35%/設定なし)	150円以上 (35%以上/4%以上)
安定性	DEレシオ	40%	50%以下	30~50%
	純資産	771億円	850億円以上	930億円

(2) 2024年度のSWCCグループ経営方針

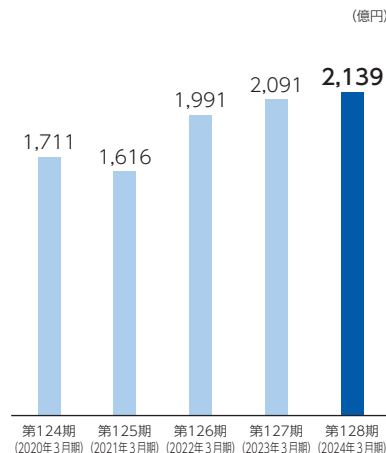
SWCCパーパスを基軸に、中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」の達成に向けた変革を着実に実行するとともに、市場や環境の変化に応じた柔軟でスピード感のある判断と施策を実施することで、より一層、経営体質を強化し資本効率を高めてまいります。

その観点から2024年度のSWCCグループ経営方針は以下のとおりとしております。

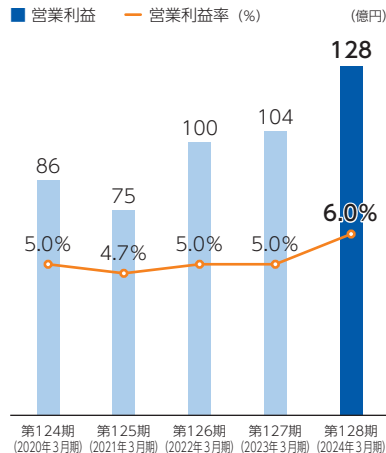
1. Changeの精神に基づく継続的な変革
2. Growth戦略のための施策の具体化と実行
3. 資本効率の向上
(ROIC経営の考え方の浸透、キャッシュ・フロー経営の深化とバランスシートの圧縮)
4. 品質管理および安全優先の取り組みの徹底
(信頼を取り戻すための覚悟と仕組みづくり)
5. エンゲージメントの向上
(働きやすい職場づくりと健康経営の推進)
6. 「人づくり」を基に、変革が後戻りしない体制の整備
(新経営体制の始動ならびに企業風土改革)

財務ハイライト

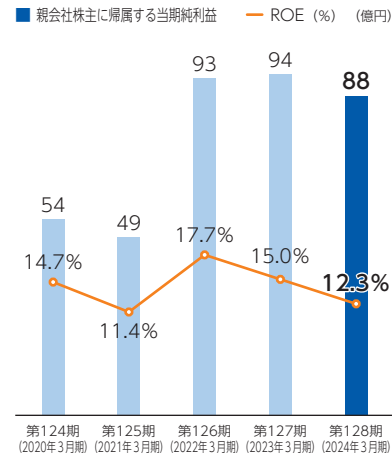
売上高



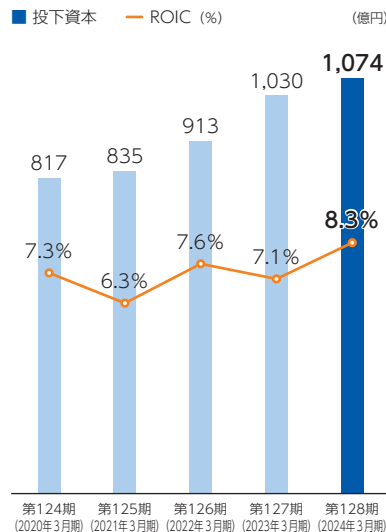
営業利益／営業利益率



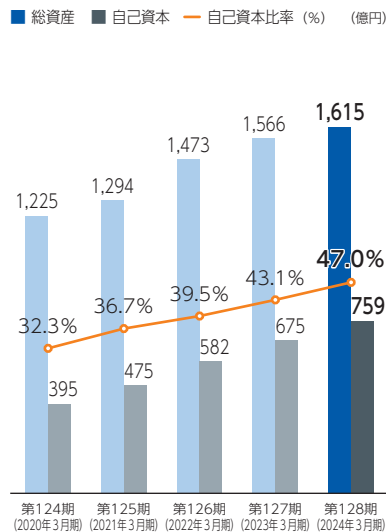
親会社株主に帰属する当期純利益／ROE



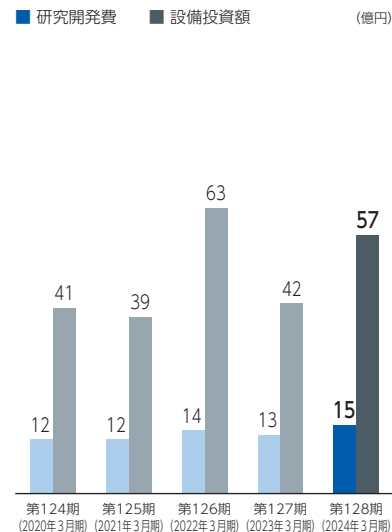
投下資本／ROIC



総資産／自己資本／自己資本比率



研究開発費／設備投資額



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時00分



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時00分到着分まで



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

XXXX年 X月X日

（可成り多量）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

株主総会ポータルサイト
はログイン用IDとパスワードは不要
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 > 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 > 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 > 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 > 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 > 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット行使期限
2024年6月24日（月）17時

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0：00～5：00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会におきましては、株主の皆様の利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」という。）を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1 配信日時

2024年6月25日（火）午前10時より（午前9時30分から配信画面にアクセス可能です。）

※株主総会終了後にはご覧いただくことができませんので、ご了承ください。

2 視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で入力する「ID（株主番号）」と「パスワード（郵便番号）」をご準備の上、以下の株主様専用ウェブサイトへアクセスしてください。

その後、株主様認証画面（ログイン画面）が表示されますので、「ID（株主番号）」と「パスワード（郵便番号）」をご入力ください。

株主様専用ウェブサイト	https://5805.ksoukai.jp
--------------------	--

ID	議決権行使書用紙に記載の株主番号（9桁の半角数字）
パスワード	議決権行使書用紙に記載の郵便番号（7桁の半角数字、ハイフン不要）

3 注意事項

- ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけません。前記の「議決権行使のご案内」に従って、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断等が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- システム障害や通信環境等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2024年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますがシステム障害や通信環境の悪化等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」にてお知らせいたします。

4 お問い合わせ先

当日の本バーチャル株主総会への接続方法および視聴方法に関するお問い合わせは以下にご連絡ください。

お問い合わせ先	株式会社ブイキューブ
電話番号	03-6833-6244
受付日時	2024年6月25日（火）午前9時～株主総会終了時刻まで

IDやパスワードの確認を含む一般のお問い合わせは以下にご連絡ください。

お問い合わせ先	三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話番号	0120-782-041
受付日時	午前9時～午後5時 ※土日休日を除く

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分につきましては、収益状況のみならず、SWCCグループの成長に向けた各種の投資等、今後の事業戦略および事業展開も勘案した資本政策に基づき、株主の皆様への安定継続した配当を行うことを基本方針としております。

この方針に鑑み、第128期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金55円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は1,632,364,140円となります。

なお、中間配当金として1株につき金35円をお支払いしておりますので、

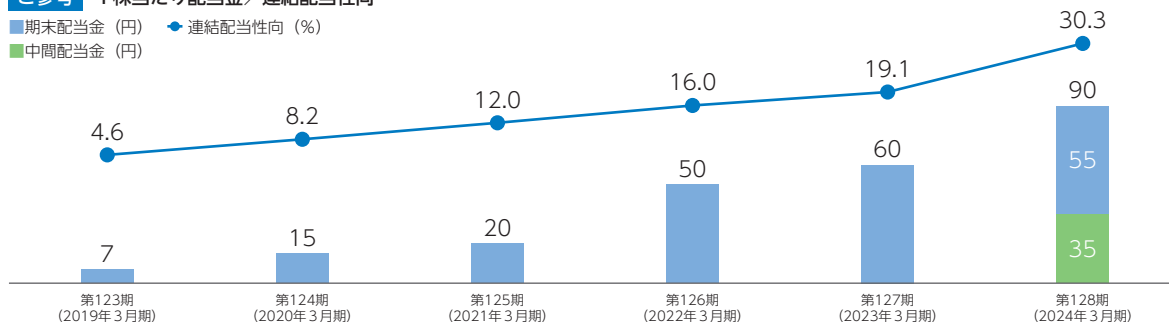
当期の年間配当金は1株につき金90円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月26日といたしたいと存じます。

ご参考 1株当たり配当金／連結配当性向

■ 期末配当金 (円) ● 連結配当性向 (%)
■ 中間配当金 (円)



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」に基づき、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。なお、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はない旨の確認を得ております。

候補者 番号	氏 名	性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	は せ が わ た か よ 長谷川 隆代	女性 (満64歳)	代表取締役・取締役会議長 C E O 社長執行役員 グループ経営統括、品質統括担当	再任
2	こ ま た て つ お 小又 哲夫	男性 (満58歳)	C O O 副社長執行役員 グループ経営戦略、B D戦略、I R戦略、国内外グループ 会社管理担当	新任

候補者番号

1

は せ が わ た か よ
長谷川 隆代

再任

(1959年10月15日生) 満64歳



- ▶ 所有する当社の株式数 20,565株
- ▶ 取締役会出席状況（当事業年度） 18／18回
- ▶ 取締役在任年数（本総会終結時） 11年

略歴、当社における地位および担当

1984年 4月	当社入社	2010年 4月	同社常務取締役 技術開発センター長
2005年 6月	当社技術開発センター次長兼 超電導プロジェクト長		当社執行役員 技術企画室長
2006年 4月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 取締役 技術開発センター長	2013年 6月	当社取締役 技術企画室長
2008年 4月	同社取締役 技術開発センター長 当社企画本部経営企画部商品企画グループ長	2017年 4月	当社取締役
2009年 6月	同社常務取締役 技術開発センター長 当社経営企画部商品企画グループ長	2018年 6月	当社取締役社長
		2019年 4月	当社代表取締役社長 グループCEO
		2020年 4月	当社代表取締役社長 取締役会議長 グループCEO
		2022年 6月	HOYA株式会社 社外取締役（現任）
		2024年 4月	当社代表取締役 取締役会議長 CEO 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

HOYA株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

主に技術開発部門を中心に豊富な経験と実績を有し、優れた経営手腕とリーダーシップにより大きく企業価値を向上させています。当社が中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」を推進する中で企業価値の最大化を実現するためには、このような豊富なビジネス経験と実績および見識が不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役、取締役会議長に再任される予定となっております。

候補者からのメッセージ

2018年の社長就任以来、さまざまなガバナンス改革、経営改革を行うことで財務体質の強化と資本効率の向上を行ってまいりました。この経験を活かし、SWCCグループが更に大きく成長する企業となるよう貢献してまいります。

- (注) 1. 長谷川隆代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。長谷川隆代氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

こまた
小又

てつお
哲夫

新任

(1965年11月19日生) 満58歳



▶ 所有する当社の株式数 5,459株

略歴、当社における地位および担当

1989年 4 月	当社入社	2017年10月	同社経営戦略室長
2001年 6 月	杭州富通昭和光通信配件有限公司総経理（出向）	2018年 7 月	当社執行役員 事業戦略本部経営企画部長 兼 昭和電線ケーブルシステム株式会社 経営企画部長
2006年 4 月	昭和電線デバイステクノロジー株式会社 光デバイスユニット製造部長	2021年 4 月	当社常務執行役員 経営戦略企画部長
2007年 4 月	同社インターコネクション事業部製造部長	2023年 4 月	当社常務執行役員 戦略本部長
2011年 6 月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 通信システムユニットインターコネクション部長	2024年 4 月	当社COO 副社長執行役員（現任）
2011年10月	同社通信システムユニット生産管理部長		

取締役候補者とした理由

技術・製造部門および経営企画部門で中心的役割を果たし、海外子会社の総経理を務める等、経営全般における豊富な経験と実績を有しております。これらの経験や知見を経営戦略等に活かすことにより、SWCCグループの中長期的な企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。なお、取締役就任後は代表取締役を選定される予定となっております。

候補者からのメッセージ

経営戦略担当執行役員として、さまざまな事業ポートフォリオ改革を実行し収益改善に努めてまいりました。これからも、ROIC経営をさらに浸透させ、SWCCグループの稼ぐ力とキャッシュ・フロー創出力を強化し、中期経営計画の目標達成に向けて尽力してまいります。

- (注) 1. 小又哲夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。小又哲夫氏が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役2名の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。
つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者 番号	氏 名		性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	さかくら 坂倉	ゆうじ 裕司	男性 (満73歳)	社外取締役（独立役員）	再任
					社外
					独立
2	やまぐち 山口	ふとし 太	男性 (満62歳)	執行役員 CEO 社長執行役員特命担当	新任

候補者番号

1

さ か く ら
坂倉

ゆう じ
裕司

再任

社外

独立

(1951年5月3日生) 満73歳

▶ 所有する当社の株式数	700株
▶ 取締役会出席状況(当事業年度)	18/18回
▶ 監査等委員会出席状況(当事業年度)	17/17回
▶ 取締役在任年数(本総会終結時)	4年



略歴、当社における地位および担当

1974年 4月	日商岩井株式会社 (現双日株式会社)入社	2014年 3月	株式会社フルキャストホールディングス 社外監査役
1998年 4月	同社市場金融部長	2016年 6月	株式会社UKCホールディングス (現株式会社レスターホールディングス) 社外監査役
1999年 6月	日商岩井証券株式会社代表取締役社長	2019年 4月	同社取締役監査等委員
2004年 3月	フィデス証券株式会社代表取締役社長	2019年 6月	公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団監 事(現任)
2006年 5月	GCA株式会社取締役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	2019年12月	株式会社湘南ゼミナール社外監査役
2011年 5月	リレーションズJAPAN株式会社代表取締役(現任)	2020年 6月	当社社外取締役監査等委員(現任)
2011年 6月	株式会社オートバックスセブン社外監査役		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

総合商社の財務関連業務執行者、証券会社の経営者、さらにM&Aアドバイザーファームの最高財務責任者としての実績と経験から、企業経営に関する多角的で幅広い知見を有しています。これらの経験および知見に基づく経営全般の監督、監査をさせていただくことで、SWCCグループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者からのメッセージ

4年間、社外取締役監査等委員ならびに指名・報酬委員会委員長として経営執行体制の監視監督を行うとともに積極的な意見具申を行ってまいりました。財務・資本市場・M&A分野での知見と経験を活かし、SWCCグループの中長期的な発展に貢献し、株主の皆様の期待にお応えしてまいりたいと存じます。

- (注) 1. 坂倉裕司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂倉裕司氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、坂倉裕司氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において坂倉裕司氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。坂倉裕司氏が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

や ま ぐ ち

山口

ふ と し

太

新任

(1962年4月2日生) 満62歳



▶ 所有する当社の株式数 9,600株

■ 略歴、当社における地位および担当

1988年11月 当社入社
2006年4月 当社経理統括部経理課長
兼 昭和電線ビジネスソリューション株式会社
経理部長
2014年6月 当社経理統括部長
2015年6月 当社取締役 経理統括部長
2016年6月 当社取締役 経営企画部長
兼 昭和電線ビジネスソリューション株式会社
取締役社長

2019年4月 当社取締役 常務執行役員 ファイナンス
戦略本部長
2019年7月 当社常務執行役員 C S R 推進本部長
2020年2月 当社常務執行役員 管理統括本部長
2021年4月 当社常務執行役員 経営管理統括部長
2022年4月 当社常務執行役員 シェアードサービス準
備室長
2023年4月 当社常務執行役員
2024年4月 当社執行役員 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

経理財務部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社およびグループ会社の取締役として企業経営にも携わってまいりました。これらの経歴および見識に基づき、当社の経営課題に対する客観的視点からの提言および執行の監督が期待されることから、監査等委員である取締役候補者となりました。

■ 候補者からのメッセージ

経理財務を中心にコーポレート部門で広く業務執行に携わってきた経験を活かしながら、新たな視点で業務の執行状況に目を向けてまいります。また常勤として他の監査等委員が活動しやすい環境の維持改善に努め、監査等委員会がその役割を十分に全うできるよう努めてまいります。

- (注) 1. 山口太氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本議案において山口太氏の選任が承認された場合は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。山口太氏が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

取締役会の構成、スキル・マトリックスおよびスキル項目の選定理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、SWCCグループの存在意義ならびに経営陣および従業員がともに歩んでいくための道しるべとなるSWCCパーパスに基づき、経営の迅速・効率化およびこれに伴うモニタリング機能の強化が企業における普遍的な課題であるとの認識のもと、取り組みを進めていくことにあります。かかる考え方に則り、当社は、取締役として、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人材であることを、また当社にとって重要と考える知識・知見を幅広くカバーするように、多様なバックグラウンドを持つメンバーで構成することを方針としております。

上記方針のもと、取締役会として、企業経営に関する経験に加え、社会課題解決への取り組みを一層推し進めるためにサステナビリティに関する知識・知見を必須として、営業、国際、経理財務および技術などの分野につき、それぞれ豊富な知識・知見および経験を有する者をバランスよく選任することとしております。

なお、取締役会に必要とされるスキルについては、今後も経営方針および経営戦略などの変更に応じて見直してまいります。

取締役会の構成、各取締役の有する知識・知見および経験を示したスキル・マトリックスならびにスキル項目の選定理由は以下のとおりとなります。

＞ 取締役会の構成（第2号議案および第3号議案承認可決後）

							
氏 名	長谷川 隆代	小又 哲夫	坂倉 裕司	市川 誠一郎	棕野 貴司	西村 美奈子	山口 太
代表取締役	●	●					
監査等委員			●	●	●	●	●
指名・報酬委員			●	●	●	●	
社外取締役			●	●	●	●	
独立役員			●	●	●	●	

＞ 各取締役のスキル・マトリックス

 必須スキル							
企業経営	●	●	●	●	●	●	●
 サステナビリティ	●	●	●	●	●	●	●
 営業					●		
 国際		●	●		●		
 経理財務			●				●
 技術	●	●		●		●	

- (注) 1. 長谷川隆代氏については、本株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に再任される予定となっております。
 2. 小又哲夫氏については、本株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に選定される予定となっております。
 3. 市川誠一郎氏の取締役在任年数（本総会終結時）は3年、棕野貴司氏および西村美奈子氏の取締役在任年数（本総会終結時）は1年となります。

> スキル項目の選定理由

スキル項目	選定理由
 企業経営	中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」を実現するために、当社の企業価値を持続的に成長推進できる企業経営に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 サステナビリティ	SWCCパーパスに基づき、事業で培った技術と経験を活かして社会課題解決型ビジネスを推進し持続的な社会の実現と企業価値向上を目指すため、環境、社会およびガバナンスの強化等に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 営業	付加価値の高い製品を提供するために市場におけるトレンド把握および分析ならびに営業戦略の策定に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 国際	海外事業を持続的に成長させるために、海外における事業マネジメント経験および海外の事業環境等に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 経理財務	持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進、またROIC（投下資本利益率）を重要な経営指標として資本効率を高める経営を推進するために、経理財務に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 技術	適切な品質を有する製品づくり、基礎研究を含めた広範囲にわたる研究開発、新規ビジネスモデルの創出やDX推進などのために、技術に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。

ご参考

1 コーポレート・ガバナンスについて

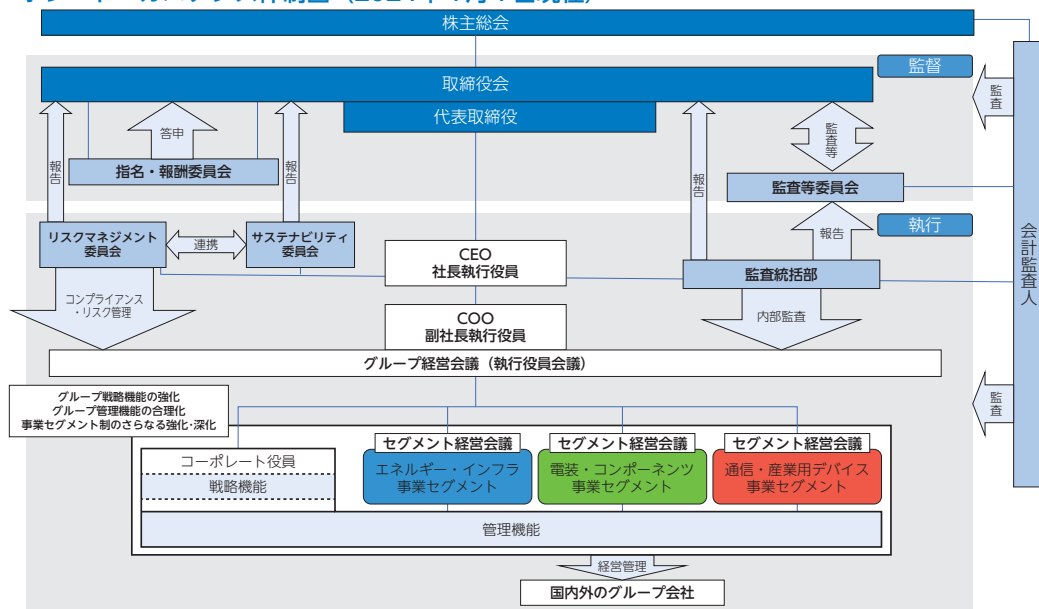
(1) コーポレート・ガバナンスへの取り組み

当社は、執行役員に業務執行権限を大幅に委譲することで業務執行の効率化・迅速化を図るとともに、監査等委員会を中心に監査、監督機能の強化を推進しております。

また、各事業セグメント（エネルギー・インフラ事業、電装・コンポーネンツ事業、通信・産業用デバイス事業）の責任者（担当執行役員）について、その権限と責任を明確に定めることで、事業会社単位にとらわれない収益構造の改善およびＲＯＩＣ（投下資本利益率）指標等に基づく効率的な経営をこれまで以上に推進しております。

なお、ＳＷＣＣグループは、中期経営計画の達成に向けて、当社の課題をより迅速に解決し収益力を強化するため、2024年4月1日から、新たな組織体制を構築いたしました。新体制では、経営戦略担当執行役員をＣＯＯ 副社長執行役員に登用して、事業経営のスピードアップを図ることにより、中期経営計画達成の確度を上げてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制図（2024年4月1日現在）



＜グループ経営体制の概要＞

当社は、2023年4月1日付で、事業会社である昭和電線ケーブルシステム株式会社と昭和電線ユニマック株式会社を吸収合併し、純粋持株会社から事業会社へ移行いたしました。

グループ経営の効率化

持株会社と事業会社の間で分散または重複していた機能・部門を、当社に集約、統合することで、グループ全体の共有リソースとなるコーポレート機能をスリム化いたしました。さらに、その戦略機能と管理機能を明確に分離することで各機能を向上させております。

グループ戦略機能の強化

グループ戦略機能については、事業戦略部門の機能集中によって事業セグメントに対する横串機能を一層強化するとともに、研究開発、生産技術、DX推進といったモノづくりやイノベーションに直結する戦略機能の追加・拡充を引き続き図ってまいります。

グループ管理機能の合理化

グループ管理機能については、グループ内の共通業務の標準化やグループ会社間で異なる制度の統一化を進めることで、シェアードサービス部門によるグループ内業務の管理・運用を開始いたしました。さらにDXを活用した業務の効率化を進めることでリソースの再配置を行い、グループ内の多様な人材の活人化も図ってまいります。

(2) 任意の諮問委員会

当社は、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成され、うち過半数は独立社外取締役とすることと定められております。

第2号議案および第3号議案については、独立社外取締役4名のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得ております。

指名・報酬委員会は、当事業年度中に合計10回開催されております。当事業年度は、パフォーマンスレビューの進め方および評価結果や、次年度（2024年度）報酬額に関して審議し、取締役会に対し答申しております。なお、次年度報酬額に関する答申については、現任の取締役および執行役員に対するパフォーマンスレビューの結果を参考としております。

(3) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速・効率化を徹底することを目的として、執行役員制度を強化・拡充しております。

執行役員は、取締役候補者と同様に指名・報酬委員会の答申を得た上で取締役会の決議により選任されております。また、当社と執行役員の間においては、執行役員委任契約が締結されており、その中で、各執行役員の権限、ミッションおよび責任について明確化されております。

2024年4月1日現在の当社執行役員につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項（2）執行役員の状況」をご参照ください。

2 取締役等の選任および解任に関する基準について

当社は、取締役等の選任および解任に関する客観性と透明性を高めるために、取締役会において、「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」ならびに「取締役および執行役員の解任基準」を定めております。また、取締役等の選任および解任については、さらに客観性と透明性を高めるために、指名・報酬委員会において審議を行い、取締役会では指名・報酬委員会の答申を尊重して最終的な決定を行います。

(1) 取締役および執行役員候補者選定基準

当社取締役および執行役員の候補者は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に則り、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人材を、性別・国籍等の個人の属性にかかわらず取締役会の決議によって決定する。当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の任期は1年である。

取締役

- ① 経営の意思決定および業務執行の監督に携わるものとしてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ人材であること。
- ② 当社の企業理念を尊重し、実践し、お客様、取引先、株主、地域社会および従業員に信頼される誠実さを有し、法令、企業行動指針、社内外の倫理・規範を遵守し、取締役として必要な見識、公正さを有する人材であること。
- ③ 当社の独立社外取締役は、前各項の他に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性を有していると判断し得る人材であること。

執行役員

- ① 当社の経営環境を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行ができ、また絶えず検証し、改善する努力を継続できる人材であること。
- ② 市場の変化への対応と基本の徹底を自ら実践し、法令遵守、コンプライアンス、内部統制、リスクおよび危機管理の構築と実践にかかる資質を持ち、従業員の目標となりうる資質を持つ人材であること。
- ③ 経営会議等において自由闊達に議論し、建設的な意見を述べ、提言を行い、当社グループ全体の経営資源を統合的に把握し、一貫性のある戦略システムを構築する資質を持つ人材であること。
- ④ その他、当社グループ全体の業務執行を担当する執行役員として求められる資質を持つ人材であること。

(2) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注１）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）、またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（注３）、またはその業務執行者
- ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主、またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額（注４）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者、当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑧ ２項から７項までのいずれかに過去３年間に於いて該当していた者
- ⑨ １項から７項までのいずれかに該当する者の近親者（注５）である者

- (注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
2. 主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、その者の１事業年度の連結売上高の２％を超える取引先、または直近事業年度末における当社の連結総資産の２％を超える額を当社グループに融資している金融機関をいう。
3. 主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社の１事業年度の連結売上高の２％を超える取引先をいう。
4. 多額とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人または団体の場合はその連結売上高もしくは総収入の２％を超えることをいう。
5. 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

(3) 取締役および執行役員の解任基準

当社取締役および執行役員が、次の各項目のいずれかに該当するおそれがあると判断される場合には、指名・報酬委員会において解任の是非を審議・検証し、取締役会において決定する。

- ① 公序良俗に反する行為を行った場合（反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係が認められた場合を含む）
- ② 法令または定款その他当社グループの規程等に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
- ③ 「取締役および執行役員候補者選定基準」に定める資質が認められないこととなった場合
- ④ 当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合（代表取締役およびＣＥＯ 社長執行役員にのみ適用）
- ⑤ 担当事業または担当領域において著しい業績不振または業務の停滞を招いた場合（執行役員にのみ適用）
- ⑥ 健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

3 取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会が適切に機能していることを検証するために、事業年度ごとに、その実効性に関する分析・評価を実施することとしております。具体的には、全取締役を対象とする質問票への回答に基づき、取締役会においてその評価結果および課題を共有し、今後の取締役会のあり方について建設的な議論を行うこととしております。

当事業年度における分析・評価は、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。まず、取締役会の構成員であるすべての取締役を対象にアンケートを実施いたしました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。なお、アンケートの内容としては、取締役会の運営、議論およびモニタリング機能等のほか、社外取締役のパフォーマンスや指名・報酬委員会の運営等、複数の観点から実施しております。

評価結果の概要として、まず取締役会の運営等について、取締役会の開催頻度は適切であること、また形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされていること等の評価結果が得られております。また、議論についても経営戦略、経営計画の決定にあたって収益力・資本効率などを意識して十分な議論が行われていること、また資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた具体的な取り組みについて十分に検討を行っていること等の評価結果が得られております。さらに、株主との対話について、IR活動等により株主（投資家）との対話の状況について取締役会に適切にフィードバックした上で取締役会の審議事項として十分に議論がなされていること等の評価結果が得られております。

また、社外取締役に関し、そのパフォーマンスについて、業務執行の監督の一環として経営戦略・経営計画やリスク管理の観点から、大局的な目線で（細部にわたりすぎない）適切な発言・指摘を行っていること等の評価結果が得られております。また、指名・報酬委員会の運営についても、戦略に即した指名・報酬に関する議論を行っていること、また形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされていることから総じて任意の委員会は実効的に機能している等の評価結果も得ております。さらに、監査等委員会についても、適切な監査方針および監査計画を策定し、法令に定められた個別の事項のほか会計監査等を行うとともに、内部統制システムが適切に構築、運営されているかを十分な深度・頻度で監査していること、また独立性と監査の実効性の双方を考慮した上で、職務執行を行うにあたり必要かつ適切な頻度で執行役員等と面談していること等の評価結果も得ております。

従いまして、各評価結果について概ね良好な結果が得られていることから、取締役会全体として適切に機能しており、実効性は確保されているものと判断しております。

一方で、取締役会の審議について人権・労働問題等に対する社会問題の取り組みにおける十分な議論に関する課題、またモニタリング機能についても取締役会で承認された決議事項の実施後の状況に関する十分なフォローアップに関する課題、さらにトレーニングについても役員に求められているトレーニング（役割・責務に対する必要な知識の習得等）の機会に関する課題が抽出されております。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、かかる課題について十分な検討を行った上で迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

2023年度の主な評価項目および評価結果

評価項目

取締役会の在り方	取締役会のモニタリング機能	社外取締役のパフォーマンス
取締役会の構成	トレーニング	指名・報酬委員会の運営
取締役会の運営		
取締役会の議論	株主（投資家）との対話	監査等委員会

評価結果

- ・取締役会の運営等について、取締役会の開催頻度は適切であること、また形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされていること
- ・審議について、経営戦略、経営計画の決定にあたって収益力・資本効率などを意識して十分な議論が行われていること、また資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた具体的な取り組みについて十分に検討を行っていること
- ・株主との対話について、IR活動等により株主（投資家）との対話の状況について取締役会に適切にフィードバックした上で取締役会の審議事項として十分に議論がなされていること

- ・社外取締役のパフォーマンスについて、業務執行の監督の一環として経営戦略・経営計画やリスク管理の観点から、大局的な目線で（細部にわたらずに）適切な発言・指摘を行っていること
- ・指名・報酬委員会の運営について、戦略に即した指名・報酬に関する議論を行っていること、また形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされていることから総じて任意の委員会は実効的に機能していること
- ・監査等委員会について適切な監査方針および監査計画を策定し、法令に定められた個別の事項のほか会計監査等を行うとともに、内部統制システムが適切に構築、運用されているかを十分な深度・頻度で監査していること、また独立性と監査の実効性の双方を考慮した上で、職務執行を行うにあたり必要かつ適切な頻度で執行役員等と面談していること

取締役会全体として適切に機能しており、実効性は確保されている



2024年度に対応すべき課題

人権・労働問題等に対する社会問題の取り組みにおける十分な議論	取締役会で承認された決議事項の実施後の状況に関する十分なフォローアップ	役員に求められているトレーニング（役割・責務に対する必要な知識の習得等）の機会
--------------------------------	-------------------------------------	---

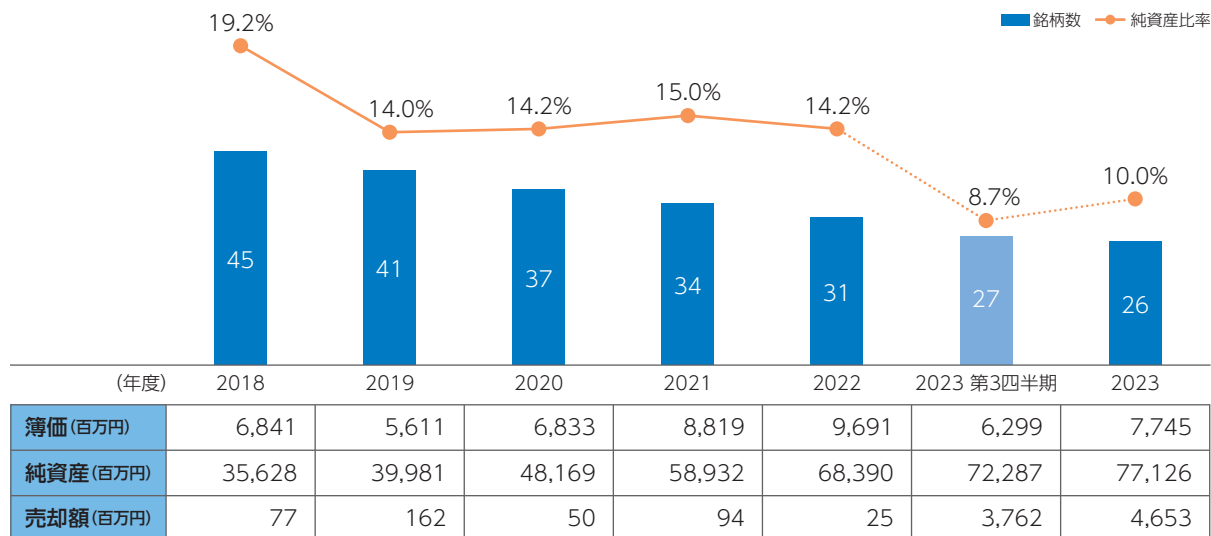
取締役会の更なる機能の向上

4 当社の政策保有株式に関する考え方について

政策保有株式に関する基本方針

- ① 原則として保有しないことを基本方針とする。
- ② やむを得ず保有を継続する場合、合理性を厳格に検証する。
- ③ 当該株式に関する議決権行使は、当社の企業価値向上の貢献等に鑑みて総合的に判断する。

政策保有株式の推移



- (注) 1. 銘柄数および連結純資産に対する期末貸借対照表計上額の割合は、昭和電線ホールディングス株式会社および昭和電線ケーブルシステム株式会社（連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社）を対象としております。なお当社は、2023年4月1日付で昭和電線ケーブルシステム株式会社を吸収合併するとともに、S W C C株式会社に商号変更を行っております。
2. 当社では上記基本方針のもと、連結純資産に対する政策保有株式の期末貸借対照表計上額の割合を10%未満に縮減することを当面の目標としており、2023年度第3四半期末時点において8.7%まで縮減を進めました。しかしながら、主に株価上昇の影響により、連結純資産に対する期末貸借対照表計上額の割合は10.0%となりました。

以 上

1

企業集団の現況に関する事項

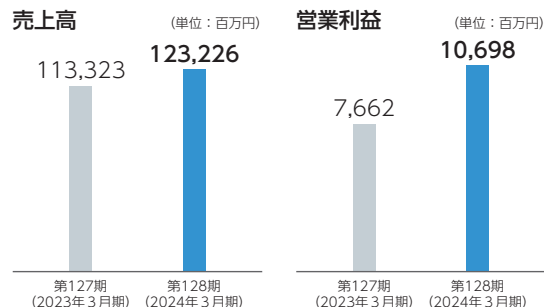
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるSWCCグループを取り巻く事業環境は、先行き不透明な国際情勢のもと、原材料・エネルギー価格等が高止まりする一方で、国内における経済活動の正常化や賃上げの加速、緩和的な財政・金融政策などが下支えとなり、国内向け建設関連および電力インフラ関連市場が堅調に推移したほか、xEV関連市場でも回復の傾向がみられました。

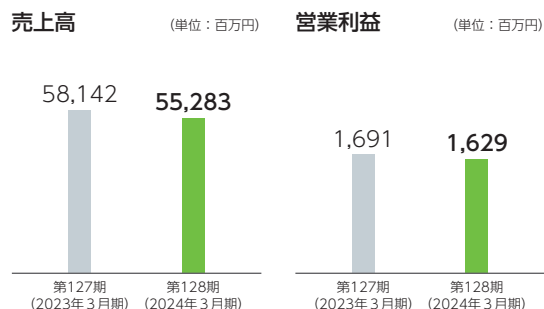
このような環境下、SWCCグループの当連結会計年度の業績として、売上高は2,139億4百万円（前年度比2.3％増）、営業利益は128億24百万円（前年度比22.4％増）、経常利益は122億13百万円（前年度比17.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は88億38百万円（前年度比6.1％減）となりました。

	第127期 (2023年3月期)	第128期 (2024年3月期)	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	209,111	213,904	4,792	2.3
営業利益	10,474	12,824	2,349	22.4
経常利益	10,393	12,213	1,819	17.5
親会社株主に帰属する当期純利益	9,410	8,838	△572	△6.1

次にセグメントの状況をご説明いたします。



国内の建設関連向けは、原材料・エネルギー価格・物流費の価格高騰が続く中で、合併会社による収益改善施策の実施や、販売価格見直しと原価低減の取り組みによる適正な利益確保に努めつつ、高稼働での生産体制により、堅調な需要を取り込んでまいりました。電力インフラ向けは、特別高圧関連需要が依然底堅く続いているほか、期初の予測どおり、電力工事件名が下期以降増加しました。これらの結果、当事業における売上高は1,232億26百万円（前年度比8.7%増）、営業利益は106億98百万円（前年度比39.6%増）となりました。



xEV向け高機能製品の需要が一部回復する一方、一般汎用製品については、重電向けは堅調も産業機械向けの需要が低迷しました。これらの結果、当事業における売上高は552億83百万円（前年度比4.9%減）、営業利益は16億29百万円（前年度比3.7%減）となりました。



産業用デバイスは、オフィス向け需要が一部回復するも、ワイヤハーネスは、中国・ベトナムの景気の悪化および国内家電需要の低迷による影響を受けました。また、国内の通信ケーブルは国内生産拠点の再編と適正価格販売の効果に加え、建設関連向け需要が堅調に推移したほか、車載向けの高速通信ケーブルも本格稼働をしました。なお、通信ケーブル事業は構造改革の一環として光ファイバの製造工程の見直しに伴う費用を第3四半期に計上しております。これらの結果、当事業における売上高は307億14百万円（前年度比7.6%減）、営業利益は13億81百万円（前年度比22.1%減）となりました。



売上高は46億78百万円（前年度比6.5%増）、営業利益は2億円（前年度比8.0%減）となりました。

(注) 各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含めておりません。

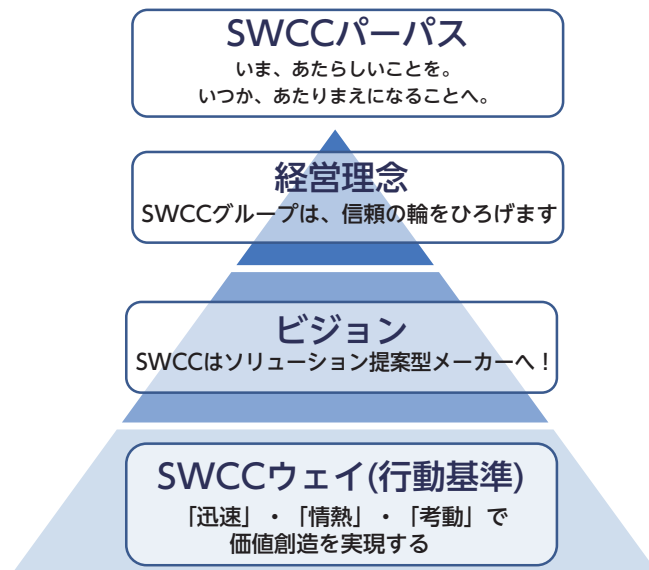
(2) 対処すべき課題

SWCCグループを取り巻く経営環境については、脱炭素社会を背景に電力網の強靱化や再生可能エネルギー関連をはじめとする電力インフラ需要に加え、BEV化の減速がみられるも依然長期的な市場拡大が見込まれる環境対応車需要や少子高齢化を背景とする省力化製品・サービスの需要等が見込まれる一方、2024年問題を背景とした労働人口不足の問題、先行き不透明な国際情勢や円安を背景とする原材料価格の高騰、世界的な気候変動リスクの顕在化について、予断を許さない状況が見込まれます。

その中でSWCCグループは、昨年4月に経営体制および商号変更に伴いSWCCパーパスを策定するとともにグループの理念体系を整え、新生SWCCとして新たなスタートを踏み出しました。3年目を迎える中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026」については、2021年11月の発表時点と足元の事業環境に大きな変化がみられることから、ローリングプランを策定しております。

① SWCCグループの理念体系

SWCCグループは策定したSWCCパーパスを上位概念として理念体系を整備しております。



② SWCCグループの中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」

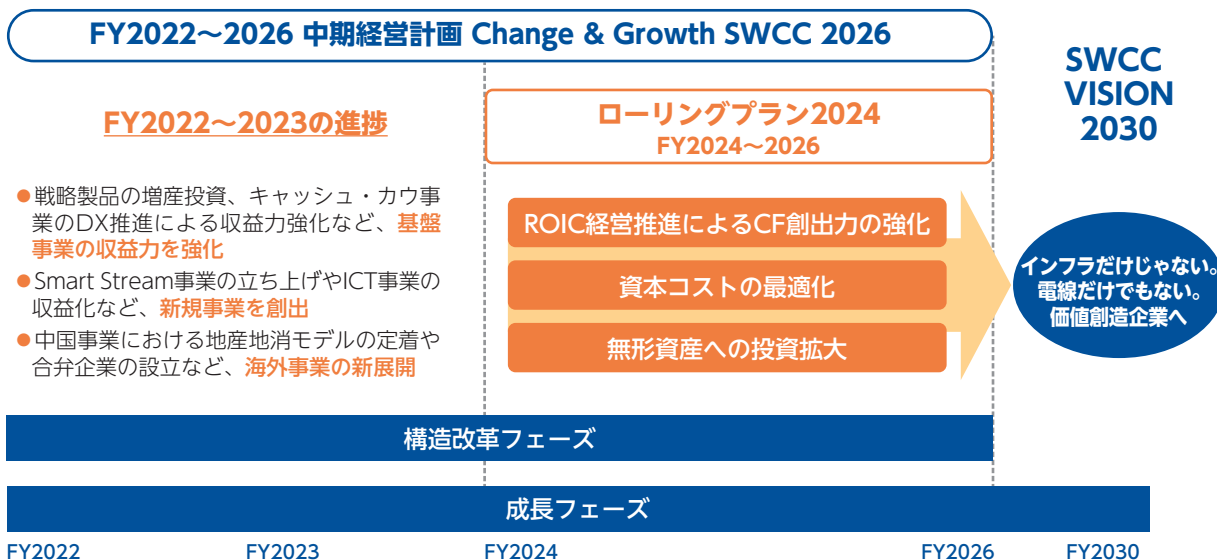
2030年までのありたい姿として、当社は総合電線メーカーの枠から脱却し、これまで以上に人々の暮らしを豊かにするソリューション提案型メーカーへの変貌を描いています。

中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」では、事業環境の変化と中期経営計画2年間の進捗をふまえて全体の計画をアップサイドに見直ししながら、2030年までのありたい姿に近づくべく企業価値向上に向けた新たな重点施策を打ち出しました。

具体的には、ROIC経営にさらなる磨きをかけ事業のキャッシュ・フロー創出力を強化するほか、資本戦略の強化により資本コストの最適化と株主還元の充実を図ります。また、これまでの改革を後戻りさせない人的資本戦略も充実させるほか、今回の計画のアップサイド要素として、BD（Business Development）戦略を基軸とした新市場・新領域への事業拡大にも力を入れていきます。

今回のローリングプランの位置づけと主な財務数値目標は以下のとおりです。

■ローリングプラン2024の位置づけ



■ローリングプラン2024 財務数値目標

		ローリング前		ローリング後
		FY2023 (実績)	FY2026 (目標)	FY2026 (目標)
収益性	営業利益	128億円	150億円	170億円
	ROE	12.3%	10%以上	14%以上
効率性	ROIC	8.3%	10%以上	10%以上
	配当金 (配当性向/DOE)	90円 (30%/3.7%)	120円以上 (35%/設定なし)	150円以上 (35%以上/4%以上)
株主還元	DEレシオ	40%	50%以下	30～50%
	純資産	771億円	850億円以上	930億円
安定性				

③ 2024年度のSWCCグループ経営方針

2024年度も引き続き、先行き不透明な国際情勢を背景としたエネルギー価格や原材料価格の高止まりによる事業への影響は免れない状況が見込まれますが、SWCCパーパスを基軸に、中期経営計画「Change & Growth SWCC 2026 ローリングプラン2024」の達成に向けた変革を着実に実行するとともに、市場や環境の変化に応じた柔軟でスピード感のある判断と施策を実施することで、このような経営環境下にあってもより一層、経営体質を強化し資本効率を高めてまいります。その観点から2024年度のSWCCグループ経営方針は以下のとおりとしております。

- (i) Changeの精神に基づく継続的な変革
- (ii) Growth戦略のための施策の具体化と実行
- (iii) 資本効率の向上
 - (ROIC経営の考え方の浸透、キャッシュ・フロー経営の深化とバランスシートの圧縮)
- (iv) 品質管理および安全優先の取り組みの徹底
 - (信頼を取り戻すための覚悟と仕組みづくり)

- (v) エンゲージメントの向上
(働きやすい職場づくりと健康経営の推進)
- (vi) 「人づくり」を基に、変革が後戻りしない体制の整備
(新経営体制の始動ならびに企業風土改革)

④ サステナビリティ経営の強化

SWCCグループは、1936年の創業以来、社会インフラを支える企業として様々な社会課題解決型ビジネスに取り組み、持続可能な社会の発展に貢献してまいりました。サステナビリティの取り組みについては、経営上の重要課題であるとの認識からこれまでも力を入れてまいりましたが、2022年から新たに「サステナビリティ委員会」を設置し、「サステナビリティ基本方針」の策定や「マテリアリティ（重要課題）」の特定など、サステナビリティ経営に向けた取り組みを加速させるためのガバナンスおよびリスク管理体制の整備や施策の展開を図ってまいりました。マテリアリティに紐づくKPIや施策は、経営戦略全般との整合性がとられており、これを推し進めることで、事業戦略や財務戦略との相乗効果が生まれてまいります。

(i) ガバナンスおよびリスクの管理体制

以下は、SWCCグループのガバナンスおよびリスクの管理体制です。



SWCCグループは、グループの経営理念に基づき、環境・社会・ガバナンスなどの観点において持続可能な企業運営を行うべく、CEO 社長執行役員を委員長とし、委員長が任命した各事業部門および人事・環境・調達等に関する管理部門の担当執行役員・フェローで構成される、「サステナビリティ委員会」を設置しております。サステナビリティに関する経営上の課題について、事務局であるサステナビリティ推進部が事業部門・管理部門

における課題や対応策を集約し、「サステナビリティ委員会」でそれらについて議論した上で、グループの「サステナビリティ基本方針」の立案、マテリアリティ（重要課題）の特定、機会とリスクに基づく戦略の推進、取締役会へのサステナビリティ課題と対応に関する報告や提言などを行っております。

SWCCグループの全社的なリスクマネジメントに関しては、「リスクマネジメント委員会」を中心とするリスクマネジメント体制を整備しております。具体的には、CEO 社長執行役員を委員長とし、委員長が任命した当社の執行役員・フェロー全員を委員とする「リスクマネジメント委員会」にて、事業部門で実施したリスクの評価や対応策を議論の上、リスクマネジメント計画やリスク施策の進捗管理を実施し、取締役会に報告を行っております。また、リスク統括部門として経営管理部内にリスクマネジメント部門を設置し、規則・ガイドラインの制定、教育研修およびモニタリングの実施等、グループ全体のリスク管理を統括し、事業の継続発展のために不可欠な全社的なリスクマネジメント体制の強化を図っております。

さらに、事業部門や管理部門で定常的に発生するリスクへ迅速に対応するため、リスク事象が発生した場合に担当部門よりリスク統括部門へ迅速にリスク情報を提供する仕組みとなる「リスクー報制度」を導入し、緊急かつ重大な事象についてはリスクマネジメント委員や常勤監査等委員と情報共有し、対応を協議・検討しております。

なお、環境、社会、ガバナンス関連のリスクについては、サステナビリティ推進部とも連携・情報共有を図っております。

（ii）マテリアリティテーマと取り組み

以下は、SWCCグループの5つのマテリアリティテーマ（「技術」、「環境」、「地域」、「人」、「ガバナンス」）のうち「人」と「環境」に関する取り組みの内容です。

【人】「ひとが輝く」

SWCCグループでは、「変革」「挑戦」「成長」を人事戦略の柱に、組織風土の刷新、人的資本投資の仕組みづくり等の課題に取り組んでいます。省人化・オートメーション化によりシニアや女性も活躍できる製造現場への変革を進め、研修制度やキャリア形成の仕組みを高度化し、1人当たりの収益性向上による平均年収の向上につなげていきます。また、従業員持株会制度活性化により、社員と会社の価値共有も進めています。2024年1月には、グループ人権方針を策定し、差別やハラスメントの禁止、労働安全衛生など、役職員への理解を深化させ、負の影響に対する予防・軽減・是正に取り組んでいきます。当社は今後もこれまで取り組んできた人的資本経営をさらに推し進め、「ひとが輝く」企業を目指します。

<マテリアリティ指標およびK P I>

指標・K P I	2023年度実績	2024年度計画	2026年度目標	2023年度所見と2024年度施策
管理職に占める 女性比率 課長職以上に占める 女性比率	6 % 4 %	7 % 6 %	8 % 10%	2023年度は、育児休業等の取得推進やアンコンシャス・バイアス解消への気づきを与えるべく研修を実施。 2024年度も同様の取り組みを継続するとともに、女性母集団拡大のための採用見直し等の施策も展開する。
従業員1人当たり 年平均研修時間	16時間	20時間	40時間	2023年度は、マネジメントスキル向上を目的に部長やライン課長研修、入社3年目の若手社員向けのキャリア研修・面談を新たに実施。 2024年度はこれらに加え、自律型の部門内スキルアップ勉強会を強化する。また、モノづくり人財開発センターで技術者向けの研修体系の充実も図る。
休業災害度数率	0.90	0.23	0.23	2023年度は、特定のグループ会社で休業災害が続発した。安全衛生活動診断に注力し、従業員の安全意識を高めるとともに、リスクアセス活動により安心・安全な職場環境を構築する。
エンゲージメント スコア	46	48	55以上	2023年度は、従業員への共感、浸透を深めるためグループ会社を含めた国内拠点でのタウンホールミーティングを実施。また、eラーニングや福利厚生サービスの拡充などで従業員満足度の向上を図った。 2024年度はエンゲージメント改善に向け現場ごとのPDCAが回る仕組みを導入する。

< K P I 選定の理由と財務的な影響への認識 >

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組みやエンゲージメントスコアを高めることが、若手をはじめとする優秀な人材確保と1人当たりの生産性向上につながり、ひいては当社の変革と成長を推し進め、これまでにない成長のステージを実現することにつながると認識しております。

【環境】「地球にやさしい」

SWCCグループは、信頼とイノベーションで「社会課題の解決」と「企業価値向上」を図り、サステナブルで豊かな未来社会を創るという基本方針に基づき毎年の環境方針を定め、グループ全体で環境保全活動に取り組んでいます。2020年には、新たな環境ビジョンとして環境中長期計画「Green Plan 2050」を策定、長期ビジョンおよび2030年目標を掲げており、また、気候変動問題に関しては、2022年5月よりTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に賛同表明しています。

環境中長期計画「Green Plan 2050」で掲げた長期ビジョンおよび2030年目標達成を実現するための5ヶ年目標として、現在、第7次環境自主行動計画（2021～2025年度）を推進しています。第7次環境自主行動計画では日本国内のグループ全事業場を対象とし、主要テーマとして「CO₂排出量削減」、「廃棄物の最終処分量削減」、「水使用量削減」に取り組んでいます。



※TCFD提言に基づく情報開示の詳細はこちらをご覧ください。

https://www.swcc.co.jp/jpn/news/images/220525B_PRESS_RELEASE.pdf



※2025年度および2030年度のCO₂排出削減目標の見直しについてはこちらをご覧ください。

https://www.swcc.co.jp/jpn/news/detail/2022/news_4135.html

<マテリアリティ指標およびK P I>

指標・K P I	2023年度実績	2024年度計画	2030年度目標	2023年度所見と2024年度施策
温室効果ガス（CO ₂ ）排出量 （燃料＋電気）	2013年度比 38%減	2013年度比 40%減	2013年度比 50%減	2023年度は、製品の統廃合により生産効率を向上させ、エネルギー単位の削減を図ったが、活動量の増加でエネルギー使用量は増加した。CO ₂ に関しては、非化石由来の燃料活用等によりオフセットすることで排出量を前年度並みに抑えた。2024年度は、太陽光発電の増設や非化石由来の電気活用など再エネ導入率を高めていく。
再生可能エネルギーの 社内導入率 （非化石由来のエネルギーを含む）	7%	26%	50%	
廃棄物の 最終処分量	2018年度比 69%減	2018年度比 75%減	2018年度比 85%減	2023年度は、事業再編、活動量増加に伴い前年度より排出量は増加。マテリアルリサイクルへの転換を積極的に進め、最終処分量の低減を推進した。2024年度も活動量増加による排出量の増加は想定されるも、製品設計から廃棄までの環境配慮の取り組みを継続し、資源循環を推し進める。
水使用量	2018年度比 28%減	2018年度比 25%減	2018年度比 50%減	2023年度は、設備老朽化による漏水や、活動量の増加、猛暑による冷却水使用が増加したが、一部工場における配管更新等の効果もあり、前年度より大幅に使用量を削減できた。2024年度以降も、循環利用、ムダ取り等により削減を図るが、引き続き活動量増加による影響が見込まれるため、2030年度目標について懸念があり、目標値の見直しも検討している。

< K P I 選定の理由と財務的な影響への認識 >

サプライチェーン・バリューチェーンの中で役割を果たすことが重要であり、中長期でサステナブルな企業として存続する上で必要な K P I として選定しております。また、環境対応の遅れは、追加コストの発生やレピュテーションリスクにつながるなど事業経営に大きな影響を及ぼすと認識しております。

S W C C グループは、これからも「サステナビリティ基本方針」に基づき、信頼とイノベーションにより、「社会課題の解決」と「企業価値向上」を図り、サステナブルで豊かな未来社会の創造に貢献してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、総額57億36百万円の設備投資を実施いたしました。その内訳といたしましては、エネルギー・インフラ事業セグメントにおける高電圧電力ケーブル用コネクタSICONEX[®]の増産に伴う設備投資や被覆線事業におけるビニル絶縁電線の生産集約に伴う設備増強、電装・コンポーネンツ事業セグメントにおける高機能製品の設備増強、通信・産業用デバイス事業セグメントにおける車載高速通信ケーブルの量産設備拡充のほか、各事業セグメントにおける品質業務デジタル化プロジェクト推進や被覆線事業のDX推進に伴う投資が主なものとなります。

(4) 資金調達の状況

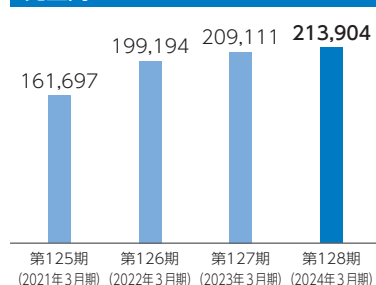
該当事項はありません。

(5) 吸収合併および商号の変更

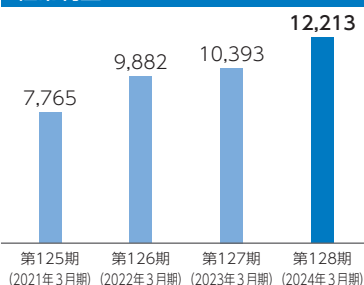
当社は、2023年4月1日付で昭和電線ケーブルシステム株式会社および昭和電線ユニマック株式会社を吸収合併するとともに、SWCC株式会社に商号変更を行っております。

(6) 財産および損益の状況の推移

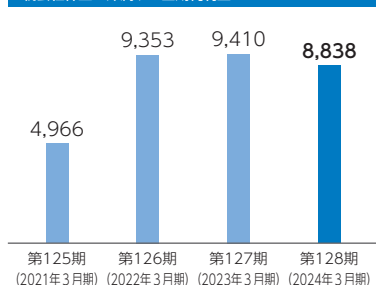
売上高 (単位：百万円)



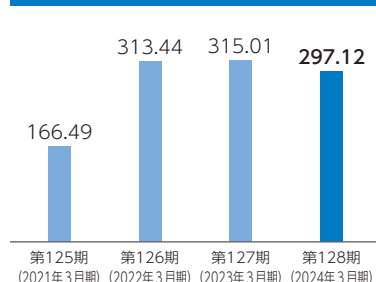
経常利益 (単位：百万円)



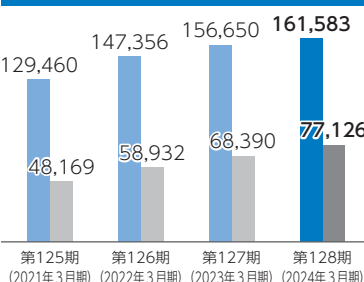
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



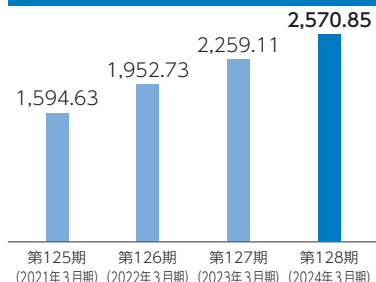
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第125期 (2021年3月期)	第126期 (2022年3月期)	第127期 (2023年3月期)	第128期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	161,697	199,194	209,111	213,904
経常利益	(百万円)	7,765	9,882	10,393	12,213
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,966	9,353	9,410	8,838
1株当たり当期純利益	(円)	166.49	313.44	315.01	297.12
総資産	(百万円)	129,460	147,356	156,650	161,583
純資産	(百万円)	48,169	58,932	68,390	77,126
1株当たり純資産	(円)	1,594.63	1,952.73	2,259.11	2,570.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(期中平均自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(期末自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。
3. 第128期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算出において控除する自己株式には、従業員持株会支援信託E S O Pが保有している当社株式を含めております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
S F C C株式会社	1,620	80	建設関連向け汎用電線・ケーブルの製造販売
富士電線株式会社	318	100	消防用電線、被覆線および通信ケーブルの製造販売
株式会社アクシオ	310	100	セキュリティ・ソリューション、ソフトウェア開発・運用保守、ネットワーク構築・運用保守、LAN施工
株式会社SDS	100	100	電線・ケーブル、付属品、振動防止装置およびワイヤハーネス等の販売
株式会社ロジス・ワークス	95	100	貨物自動車運送、倉庫管理、出荷および配送ならびに電線用ドラム等の製造販売ならびに電線・ケーブルの解体加工
昭光機器工業株式会社	80	100	電線・ケーブル用付属品および配電用機器の製造販売
株式会社昭和サイエンス	40	81.0	振動防止装置等の製造販売、振動防止工事等の設計・施工
株式会社エステック	20	100	電気工事等の設計・施工・監理
香港昭和有限公司	84,300千香港ドル	100	電線・ケーブル、電子機器部品およびワイヤハーネスの販売
昭和電線電纜(上海)有限公司	9,900千米ドル	100	電線・ケーブル、電子機器部品およびワイヤハーネスの販売
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	7,000千米ドル	100	複写機用部品の製造販売
嘉興昭和機電有限公司	5,150千米ドル	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売
福清昭和精密電子有限公司	3,400千米ドル	100	複写機用部品の製造販売
東莞昭和機電有限公司	24,207,336人民元	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	45,100百万ドン	※ 98.5	ワイヤハーネスの製造販売

(注) 1. 昭和電線ケーブルシステム株式会社および昭和電線ユニマック株式会社は、2023年4月1日付で当社と合併いたしました。
2. ※は間接保有を含む比率であります。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度末日現在で当社の連結子会社は15社であり、持分法適用関連会社は4社であります。

当連結会計年度の売上高は2,139億4百万円（前年度比2.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は88億38百万円（前年度比6.1％減）となりました。

(8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

次の製品の製造販売および工事の設計、請負等を行っております。

区 分	品 名
エネルギー・インフラ事業	電線、電力ケーブル、電力機器、エンジニアリング、アルミ線、機器電材、免震装置、制振・防振
電装・コンポーネンツ事業	巻線、裸線、無酸素銅、銅合金線、自動車用電線
通信・産業用デバイス事業	通信ケーブル、光加工品、機器用電線、ワイヤハーネス、精密デバイス
その他	ネットワークソリューション、物流他

(9) 主要な拠点等 (2024年 3月31日現在)

① 当社

S W C C株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町 1 番14号
	事業所：相模原市中央区、三重県いなべ市、宮城県柴田郡柴田町、愛知県豊川市

② 子会社

S F C C株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町 1 番14号
	事業所：三重県いなべ市、茨城県古河市
富士電線株式会社	本 社：神奈川県伊勢原市鈴川10番地
	事業所：神奈川県伊勢原市、山梨県南アルプス市
株式会社アクシオ	本 社：東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社 S D S	本 社：川崎市川崎区日進町 1 番14号
株式会社ロジス・ワークス	本 社：川崎市川崎区日進町 1 番14号
	事業所：川崎市川崎区、大阪府枚方市
昭光機器工業株式会社	本 社：相模原市中央区田名塩田一丁目10番 3 号
	事業所：東京都大田区
株式会社昭和サイエンス	本 社：川崎市川崎区日進町 1 番14号
	事業所：相模原市中央区
株式会社エステック	本 社：川崎市川崎区小田栄二丁目 1 番 1 号
香港昭和有限公司	本 社：香港九龍尖沙咀科学館道 1 号康宏広場南座701室
昭和電線電纜（上海）有限公司	本 社：中国上海市長寧区仙霞路137号盛高国際大廈23A室
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	本 社：Plot B8,Thang Long Industrial Park, Dong Anh Dist., Hanoi, Vietnam
嘉興昭和機電有限公司	本 社：中国浙江省嘉興市雲海路825号
福清昭和精密電子有限公司	本 社：中国福建省福清市融僑経済技術開発区清華路南側
東莞昭和機電有限公司	本 社：中国広東省東莞市莞龍路段獅龍路莞城科技园内
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	本 社：D1 Road, Yen My II Industrial Park, Trung Hung Commune,Yen My District, Hung Yen Province, Vietnam

(注)2023年 4 月 1 日付で当社は昭和電線ケーブルシステム株式会社および昭和電線ユニマック株式会社を吸収合併するとともに、S W C C 株式会社に商号変更を行っております。

(10) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)
エネルギー・インフラ事業	1,317	72
電装・コンポーネンツ事業	374	42
通信・産業用デバイス事業	1,703	△173
その他	660	△88
合 計	4,054	△147

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（年間平均人員311名）は含んでおりません。

② 当社使用人の状況

使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,437	1,375	44.4	16.8

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。
2. 使用人数が当事業年度において1,375名増加しておりますが、これは主として2023年4月1日付で、昭和電線ケーブルシステム株式会社および昭和電線ユニマック株式会社を吸収合併したことによるものであります。

(11) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	5,080
株式会社りそな銀行	3,782
株式会社横浜銀行	3,419
株式会社三井住友銀行	2,463
三井住友信託銀行株式会社	1,660

2 会社の株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,679,348株 (自己株式1,147,513株を除く。)
- (3) 株主数 12,248名 (前期末比541名減)
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	出資比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,497	18.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,961	13.3
J X 金属株式会社	979	3.2
富国生命保険相互会社	892	3.0
J P モルガン証券株式会社	872	2.9
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE FIDELITY FUNDS	640	2.1
THE BANK OF NEW YORK 133612	435	1.4
THE BANK OF NEW YORK 133652	399	1.3
J P MORGAN CHASE BANK 385781	388	1.3
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH － PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	382	1.2

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,147,513株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 出資比率は自己株式（1,147,513株）を控除して計算しております。
3. 自己株式（1,147,513株）には、従業員持株会支援信託 E S O P 導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）保有の当社株式（153,800株）は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役、および社外取締役を除く。）	5,983株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項（5）取締役の報酬等 ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

(6) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、2023年11月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり実施いたしました。

(イ)取得対象株式の種類	当社普通株式
(ロ)取得理由	資本効率の向上および株主還元のため
(ハ)取得の方法	東京証券取引所における市場買付
(ニ)取得した株式の総数	393,900株
(ホ)株式の取得価額の総額	999,879千円
(ヘ)取得期間	2023年11月6日から2023年11月20日まで

② 従業員持株会支援信託 E S O P の内容

当社は、2024年2月2日開催の取締役会において、S W C Cグループの従業員に対する福利厚生制度の充実およびS W C Cグループの中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託 E S O P」（以下、「本制度」という。）の導入を決議しております。本制度の導入に伴い、2024年2月21日付で当社は自己株式156,000株（477百万円）を第三者割当により本制度へ一括して処分しております。なお、2024年3月31日現在、本制度が保有する自己株式数は、153,800株であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 ・取締役会議長 (グループCEO)	長谷川 隆代	グループ経営統括、品質統括担当 HOYA株式会社 社外取締役
取締役 (専務執行役員)	張 東成	社長補佐 中国事業ガバナンス改革担当
取締役 (監査等委員)	坂倉 裕司	指名・報酬委員会委員長
取締役 (監査等委員)	市川 誠一郎	監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	棕野 貴司	
取締役 (監査等委員)	西村 美奈子	
取締役 (常勤監査等委員)	戸川 隆	

- (注) 1. 2023年6月27日開催の当社第127期定時株主総会において、次のとおり新たに選任され、就任いたしました。
- 取締役(監査等委員) 棕野貴司
取締役(監査等委員) 西村美奈子
2. 2023年6月27日開催の当社第127期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、次のとおり退任いたしました。
- 取締役 胡国強
取締役(監査等委員) 戸川清
3. 2024年4月1日付で次のとおり取締役の会社における地位および担当の一部を変更いたしました。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 ・取締役会議長 (CEO 社長執行役員)	長谷川 隆代	グループ経営統括、品質統括担当 HOYA株式会社 社外取締役
取締役	張 東成	CEO 社長執行役員特命(中国ガバナンス)担当

4. 取締役のうち、坂倉裕司、市川誠一郎、棕野貴司および西村美奈子は社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査等委員戸川隆は、長年にわたり経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査、監督機能を強化するために取締役戸川隆を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 執行役員の状況 (2024年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
C E O 社長執行役員 (代表取締役 ・取締役会議長)	長谷川 隆代	グループ経営統括、品質統括担当
C O O 副社長執行役員	小又 哲夫	グループ経営戦略、B D戦略、I R戦略、国内外グループ会社管理担当
専務執行役員	川瀬 幸雄	エネルギー・インフラ事業セグメント長 S F C C株式会社代表取締役社長
専務執行役員	山村 隆史	営業統括、資材調達担当
常務執行役員	今井 啓隆	財務、経理、審査、シェアードサービス担当
常務執行役員	上條 俊春	資本戦略、人事、人財戦略、総務、法務、リスクマネジメント担当
執行役員	井上 和彦	通信・産業用デバイス事業セグメント長 富士電線株式会社代表取締役社長
執行役員	大竹 潔	通信・産業用デバイス事業セグメント長補佐 産業用デバイス担当
執行役員	遠山 繁	エネルギー・インフラ事業セグメント長補佐 電力事業担当
執行役員	瀬間 信幸	Smart Stream事業、電力システム戦略担当
執行役員	秋元 義輝	電装・コンポーネンツ事業セグメント長
執行役員	森下 裕一	技術企画、研究開発、知財戦略担当
執行役員	山口 太	C E O 社長執行役員特命担当

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および国内外の子会社の取締役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	98 —	65 —	21 —	11 —	3 —
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	64 46	64 46	— —	— —	6 5
合 計 （うち社外取締役）	162 46	130 46	21 —	11 —	9 5

(注) 1. 上記には、2023年6月27日開催の当社第127期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名および取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立性および客観性を担保するために、独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会における審議・答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考にしながら設定しております。

また、報酬構成として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については固定報酬、変動報酬である短期インセンティブ報酬としての年次業績連動報酬、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を可能な限り長期に亘り実現させることを目的とする長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬の3つの報酬構成としております。短期および長期の視点による経営への取り組みを促すことにより、成果に対して適切に報いることができる報酬構成としております。

なお、監査等委員である取締役については経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはないことから、インセンティブ報酬を含まない固定報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

（イ）報酬構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は、固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬で構成されます。なお、2024年度の報酬構成は次のとおりです。

【構成図】

種類	割合※1	内容
固定報酬	100	基本報酬と取締役各人の職務・職責に応じて支給する職務付加報酬で構成されます。なお、基本報酬は、役職ならびにその重要度および難易度に応ずるものとし ます。
業績連動報酬	45	短期インセンティブ報酬となる年次業績連動報酬の金銭による支給額は、当該事業年度の期初に公表された営業利益およびＲＯＩＣの業績予想値に対し105%を乗じた営業利益目標値およびＲＯＩＣ目標値における達成度に応じた会社業績指標の他、ＥＳＧ関連指標、具体的には再生可能エネルギーの社内導入率、温室効果ガス（ＣＯ₂）排出量、休業災害度数率およびエンゲージメントスコアに対する達成項目数から決定しております。 報酬の指標、算式および年次業績連動の仕組みなどは以下のとおりです。 ①会社業績指標 営業利益達成率（Ａ）およびＲＯＩＣ達成率（Ｂ）に応じて支給いたします。具体的な内容は以下のとおりです。 ・営業利益達成率（Ａ）＝（当期営業利益実績値÷当期営業利益目標値）×100% ・ＲＯＩＣ達成率（Ｂ）＝（当期ＲＯＩＣ実績値÷当期ＲＯＩＣ目標値）×100% ②ＥＳＧ関連指標 再生可能エネルギーの社内導入率（Ｃ）、温室効果ガス（ＣＯ₂）排出量（Ｄ）、休業災害度数率（Ｅ）およびエンゲージメントスコア（Ｆ）のうち達成項目数に応じて支給いたします。 ③指標を選択した理由 会社業績指標における営業利益達成率は収益性の指標として設定しており、またＲＯＩＣ達成率は資本効率性の指標として設定しております。またＥＳＧ関連指標について、当社はマテリアリティとして影響の大きい社会課題を抽出し、優先課題を特定し、テーマ別に具体的な行動方針、指標・ＫＰＩを策定しており、かかるテーマのうち特に当社として重要と考えるＥＳＧ関連指標として、再生可能エネルギーの社内導入率、温室効果ガス（ＣＯ₂）排出量、休業災害度数率およびエンゲージメントスコアを指標として設定しております。それぞれの目標値を達成することで企業価値向上につながるものと判断しております。 ④算式 年次業績連動報酬額＝固定報酬額×（会社業績における年度目標達成度（Ａ×50%＋Ｂ×50%）＋ＥＳＧ関連における年度目標達成度（Ｃ、Ｄ、ＥおよびＦのうち達成項目数に応じた達成度））

種類	割合※1	内容			
		⑤年度目標達成度（割合および仕組み）			
		年度目標指標	目標値	割合※2	支給率
		会社業績 ・営業利益	142億円 (公表値135億円)	20%	0～150%
		会社業績 ・ROIC	9.1% (公表値8.7%)	20%	0～150%
		E S G関連 ・再生可能エネルギー※3の社内導入率 ・温室効果ガス（CO ₂ ）排出量 ・休業災害度数率 ・エンゲージメントスコア	26% 2013年度対比40%減 0.23以下 48	5%	0～125%
譲渡制限付株式報酬 (長期インセンティブ報酬)	22.5	譲渡制限付株式報酬は、固定報酬の内の一定割合をその支給に充てるものとしております。 業務執行を行わない取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとしております。			

- (注) 1. 年次業績連動報酬の割合は、支給率100%と仮定した場合を記載しております。
2. 年度目標指標である会社業績およびE S G関連の割合は、支給率100%と仮定した場合を記載しております。
3. 再生可能エネルギーには、非化石由来のエネルギーを含みます。

(ロ) 報酬割合

全体の報酬に占める固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式の付与のための報酬については、都度、指名・報酬委員会において見直されるものとします。また、これらの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、総額にして年額３億円を超えないものとします。

2020年度報酬



2021年度報酬



2022年度報酬



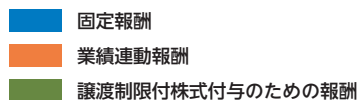
2023年度報酬



2024年度報酬



2025年度報酬（予定）



(ハ) 交付の時期等

2024年度における固定報酬の金銭報酬については、2024年度の開始月より、月額で均等に支給するものとします。また、2023年度の成果に係る業績連動報酬については、2024年6月に支給するものとします。さらに、譲渡制限付株式の付与のための報酬については、第128期定時株主総会において選任または再任されることを条件として、その翌月までに支給するものとします。

なお、2024年度の成果に係る業績連動報酬については、2025年6月に支給するものとします。

③ 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内）とすることと決議されており、取締役の報酬額には、実質的な限度額の範囲を明確にするために、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むこととしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、2020年6月29日開催の当社第124期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内）の枠内で、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために、年額800万円以内で金銭報酬を支給することとしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。

- ・ 監査等委員である取締役の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額800万円以内とすることと決議されております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の個人別の報酬額は、株主総会において定められた取締役の報酬等総額の範囲内で、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会において審議された後、取締役会により決定しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることのみならず、報酬等の内容の決定方法および決議する報酬等の内容が当社の役員報酬の当該決定方針と整合していることを確認しております。

監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第3項により、株主総会において定められた限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(イ) 出席状況

区 分	取締役会（18回）		監査等委員会（17回）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役（監査等委員） 坂倉 裕司	18	100	17	100
取締役（監査等委員） 市川 誠一郎	18	100	17	100
取締役（監査等委員） 棕野 貴司	13	100	13	100
取締役（監査等委員） 西村 美奈子	13	100	13	100

(注) 監査等委員棕野貴司および西村美奈子は、2023年6月27日開催の当社第127期定時株主総会において新たに選任され就任していることから、就任以降に開催された取締役会および監査等委員会の回数に対して出席率を算出しております。

(ロ) 発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	活動内容
取締役（監査等委員） 坂倉 裕司	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員長としても、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役（監査等委員） 市川 誠一郎	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員会の委員長として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 棕野 貴司	2023年6月27日の就任以降開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主にグローバルな企業経営経験に基づく見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、2023年6月27日の就任以降開催された指名・報酬委員会の全てに出席し、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
取締役（監査等委員） 西村 美奈子	2023年6月27日の就任以降開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験や人材育成・キャリア開発を中心とした見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、2023年6月27日の就任以降開催された指名・報酬委員会の全てに出席し、同委員会において適宜必要な発言を行っています。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	73,160千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	87,670千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第3項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員の全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査等委員会が、会計監査人の監査活動の評価手続きを実施し、その評価結果に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する必要があると判断した場合には、当該議案の内容を決定いたします。

5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「SWCCグループ」という。）の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、SWCCグループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的として制定した経営理念、ビジョンおよびSWCCウェイ（行動基準）を記載した小冊子等をSWCCグループの取締役、執行役員および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、SWCCグループのコンプライアンスおよびリスク管理に関する責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命し、リスクマネジメント担当取締役は、SWCCグループの横断的なコンプライアンス体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ 取締役会は、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント担当取締役が委員長を務め、SWCCグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ リスクマネジメント委員会は、SWCCグループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、SWCCグループの取締役、執行役員および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともにSWCCグループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役会は、SWCCグループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に開催し、SWCCグループ各社の関係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ⑥ SWCCグループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

- (イ) 株主総会議事録およびその関連資料
- (ロ) 取締役会議事録およびその関連資料

- (ハ) グループ経営会議議事録およびその関連資料
- (ニ) その他の重要な会議の議事録およびその関連資料
- (ホ) その他の取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な文書

(3) S W C Cグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役および執行役員は、S W C Cグループリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。
- ② リスクマネジメント担当取締役は、S W C Cグループの横断的なリスク管理体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ リスクマネジメント委員会は、S W C Cグループとして管理すべきリスクの識別、分析、評価および対策（是正および再評価を含む）その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、リスク管理上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、S W C Cグループ緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

(4) S W C Cグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的に開催するほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、S W C Cグループの経営に関する重要な事項についても、取締役会において意思決定を行うものとする。
- ② 取締役会は、取締役会規則、S W C Cグループ経営管理規程等に定める機関、手続き等に基づき、必要な決定を行う。
- ③ 取締役会は、S W C Cグループの経営の基本方針に従って中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役および執行役員は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。
- ④ 取締役会は、定款および取締役会規則に基づき、S W C Cグループの経営に関する重要な事項の一部については、代表取締役および執行役員によって構成されるグループ経営会議の意思決定に委ねるものとする。
- ⑤ 取締役会は、S W C Cグループ経営管理規程に基づき、S W C Cグループ各社の経営管理を行うとともに、グループ経営会議で審議または決定された事項は適時に報告させるなど、適切なモニタリング体制の整備を行う。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、ＳＷＣＣグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。
- ② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査等委員会の監査の実効性・効率性を高めるため、監査等委員会の求めにより、当社の内部監査部門に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
- ② 取締役会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査等委員会に報告させるものとし、監査等委員会の承諾を得るものとする。

(7) ＳＷＣＣグループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役および執行役員は、次に定める事項を監査等委員会に適宜報告するものとする。ただし、取締役に於いて決議され、または報告された事項は除くことができる。
 - (イ) 経営会議において報告および承認された事項
 - (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (ニ) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - (ホ) 重大な法令違反および定款違反
 - (ヘ) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容
 - (ト) その他のコンプライアンスに関する重要な事項
- ② 使用人は、上記①の（ロ）および（ホ）に関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。
- ③ 取締役会は、ＳＷＣＣグループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査等委員１名を加えること、および通報者に対しては通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを明らかにするものとする。
- ④ 当社の法務部門および内部監査部門は、監査等委員会に対して、定期的にＳＷＣＣグループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員と監査等委員会とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会が開催する会議や部会、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。
- ⑤ 当社は、監査等委員または監査等委員会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

S W C Cグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等については、半期ごとに開催されるリスクマネジメント委員会において決定および実行されており、リスクマネジメント委員会の活動状況等については、取締役会に報告しております。また、S W C Cグループ内部通報制度運営規程に基づきコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報の実績等についても、取締役会に報告しております。

(2) リスク管理について

S W C Cグループリスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会においてS W C Cグループのリスク管理の状況把握や管理体制の整備等について審議しており、リスク管理の状況等については、取締役会に報告しております。

(3) 子会社の経営管理について

S W C Cグループ経営管理規程に基づき、グループ経営に関する重要な事項については、グループ経営会議での審議を経た上で、取締役会において決議しております。また、S W C Cグループ事業性評価規程に基づき、事業の継続または撤退に関する基準および手続きを明確にすることで、経営資源の効率的な活用を図っております。

(4) 財務報告に係る内部統制について

当社の内部監査部門が、SWCCグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針に基づきグループ各社に対して監査を実施し、財務報告に係る内部統制に必要な体制の整備、運用に不備がないことを確認しております。また、監査結果については、内部統制責任者会議、監査等委員会および取締役会に対して定期的に報告されております。

(5) 取締役の職務執行について

定例および臨時を合わせて当事業年度18回の取締役会が開催されており、代表取締役および業務執行取締役は、各自の業務執行の状況について取締役会に報告しております。

(6) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席しております。また、監査の実効性、効率性を高めるため、代表取締役社長との間で当事業年度4回の意見交換の場を設けております。執行役員から所管業務に関する報告を当事業年度11回受けております。その他グループ会社の監査役等との情報共有を目的として、グループ監査役連絡会を当事業年度1回開催しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	94,421
現金及び預金	7,336
受取手形	10,989
売掛金	39,248
契約資産	1,276
商品及び製品	13,090
仕掛品	8,696
原材料及び貯蔵品	7,252
その他	6,543
貸倒引当金	△11
固定資産	67,161
有形固定資産	43,893
建物及び構築物	10,778
機械装置及び運搬具	8,345
工具、器具及び備品	1,335
土地	22,155
その他	1,278
無形固定資産	1,516
施設利用権等	1,516
投資その他の資産	21,751
投資有価証券	14,541
退職給付に係る資産	5,705
繰延税金資産	368
その他	2,219
貸倒引当金	△1,083
資産合計	161,583

科目	金額
負債の部	
流動負債	64,612
支払手形及び買掛金	25,994
1年内償還予定の社債	30
短期借入金	16,913
未払金	10,862
未払法人税等	4,326
工事損失引当金	50
契約負債	392
製品改修費用引当金	209
役員賞与引当金	31
その他	5,801
固定負債	19,844
長期借入金	12,837
繰延税金負債	1,477
再評価に係る繰延税金負債	4,155
退職給付に係る負債	558
その他	815
負債合計	84,456
純資産の部	
株主資本	60,553
資本金	24,221
資本剰余金	6,177
利益剰余金	32,238
自己株式	△2,084
その他の包括利益累計額	15,351
その他有価証券評価差額金	2,573
繰延ヘッジ損益	△0
土地再評価差額金	6,850
為替換算調整勘定	3,768
退職給付に係る調整累計額	2,159
非支配株主持分	1,221
純資産合計	77,126
負債及び純資産合計	161,583

連結損益計算書(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高	213,904	
売上原価	184,937	
売上総利益	28,967	
販売費及び一般管理費	16,142	
営業利益	12,824	
営業外収益		
受取利息	225	
受取配当金	272	
持分法による投資利益	33	
雑収入	196	728
営業外費用		
支払利息	580	
為替差損	9	
固定資産廃却損	99	
デリバティブ決済損	166	
雑損失	483	1,338
経常利益	12,213	
特別利益		
投資有価証券売却益	1,410	1,410
特別損失		
事業構造改善費用	306	
合併関連費用	158	
投資有価証券売却損	54	519
税金等調整前当期純利益	13,104	
法人税、住民税及び事業税	4,823	
法人税等調整額	△1,006	3,816
当期純利益	9,287	
非支配株主に帰属する当期純利益		449
親会社株主に帰属する当期純利益	8,838	

連結株主資本等変動計算書(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,221	5,887	26,239	△865	55,483
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,838		8,838
剰余金の配当			△2,839		△2,839
自己株式の取得				△1,478	△1,478
自己株式の処分		290		259	550
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	290	5,998	△1,218	5,070
当期末残高	24,221	6,177	32,238	△2,084	60,553

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,518	－	6,845	3,077	580	12,021	885	68,390
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								8,838
剰余金の配当								△2,839
自己株式の取得								△1,478
自己株式の処分								550
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,055	△0	5	691	1,579	3,330	335	3,666
連結会計年度中の変動額合計	1,055	△0	5	691	1,579	3,330	335	8,736
当期末残高	2,573	△0	6,850	3,768	2,159	15,351	1,221	77,126

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	67,550
現金及び預金	3,628
受取手形	949
電子記録債権	1,615
売掛金	30,418
契約資産	570
未収入金	6,737
製品	3,129
仕掛品	6,002
原材料及び貯蔵品	2,736
短期貸付金	11,687
その他	379
貸倒引当金	△305
固定資産	59,006
有形固定資産	35,180
建物	6,867
構築物	1,033
機械及び装置	5,595
車両運搬具	23
工具、器具及び備品	956
土地	19,782
リース資産	429
建設仮勘定	492
無形固定資産	861
ソフトウェア	642
施設利用権	198
その他	20
投資その他の資産	22,964
投資有価証券	8,109
関係会社株式	6,314
関係会社出資金	5,816
前払年金費用	2,114
その他	1,626
貸倒引当金	△1,016
資産合計	126,557

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	54,691
支払手形	1,452
買掛金	15,659
1年内償還予定の社債	30
短期借入金	14,004
リース債務	117
未払金	9,490
未払費用	2,119
未払法人税等	2,407
預り金	8,381
工事損失引当金	50
製品改修費用引当金	209
役員賞与引当金	31
その他	738
固定負債	17,317
長期借入金	11,909
長期未払金	139
繰延税金負債	775
退職給付引当金	1
再評価に係る繰延税金負債	4,155
リース債務	194
資産除去債務	133
その他	6
負債合計	72,009
純資産の部	
株主資本	45,353
資本金	24,221
資本剰余金	5,862
その他資本剰余金	5,862
利益剰余金	17,353
利益準備金	573
その他利益剰余金	16,779
繰越利益剰余金	16,779
自己株式	△2,084
評価・換算差額等	9,195
その他有価証券評価差額金	2,344
土地再評価差額金	6,850
純資産合計	54,548
負債及び純資産合計	126,557

損益計算書(自 2023年 4月 1 日 至 2024年 3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	147,894	
売上原価	134,569	
売上総利益	13,324	
販売費及び一般管理費	8,425	
営業利益	4,898	
営業外収益		
受取利息	252	
受取配当金	3,082	
雑収入	87	3,422
営業外費用		
支払利息	545	
資金調達費用	25	
貸倒引当金繰入額	301	
雑損失	316	1,188
経常利益	7,132	
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	10,399	
投資有価証券売却益	990	11,389
特別損失		
関係会社出資金評価損	43	
合併関連費用	158	
投資有価証券売却損	54	
事業構造改善費用	327	584
税引前当期純利益	17,937	
法人税、住民税及び事業税	2,340	
法人税等調整額	△990	1,350
当期純利益	16,587	

株主資本等変動計算書(自 2023年 4月 1 日 至 2024年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	24,221	5,571	5,571	289	3,316	3,605	△865	32,533
当期変動額								
剰余金の配当					△2,839	△2,839		△2,839
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				283	△283	－		－
当期純利益					16,587	16,587		16,587
自己株式の取得							△1,478	△1,478
自己株式の処分		290	290				259	550
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	－	290	290	283	13,463	13,747	△1,218	12,819
当期末残高	24,221	5,862	5,862	573	16,779	17,353	△2,084	45,353

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	766	－	766	33,300
当期変動額				
剰余金の配当				△2,839
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				－
当期純利益				16,587
自己株式の取得				△1,478
自己株式の処分				550
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,577	6,850	8,428	8,428
当期変動額合計	1,577	6,850	8,428	21,247
当期末残高	2,344	6,850	9,195	54,548

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

S W C C株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S W C C株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S W C C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

S W C C株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S W C C株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第128期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

S W C C 株式会社	監査等委員会
監査等委員	坂 倉 裕 司 ㊞
監査等委員	市川誠一郎 ㊞
監査等委員	棕 野 貴 司 ㊞
監査等委員	西村美奈子 ㊞
監査等委員（常勤）	戸 川 隆 ㊞

（注） 監査等委員坂倉裕司、市川誠一郎、棕野貴司および西村美奈子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間

神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

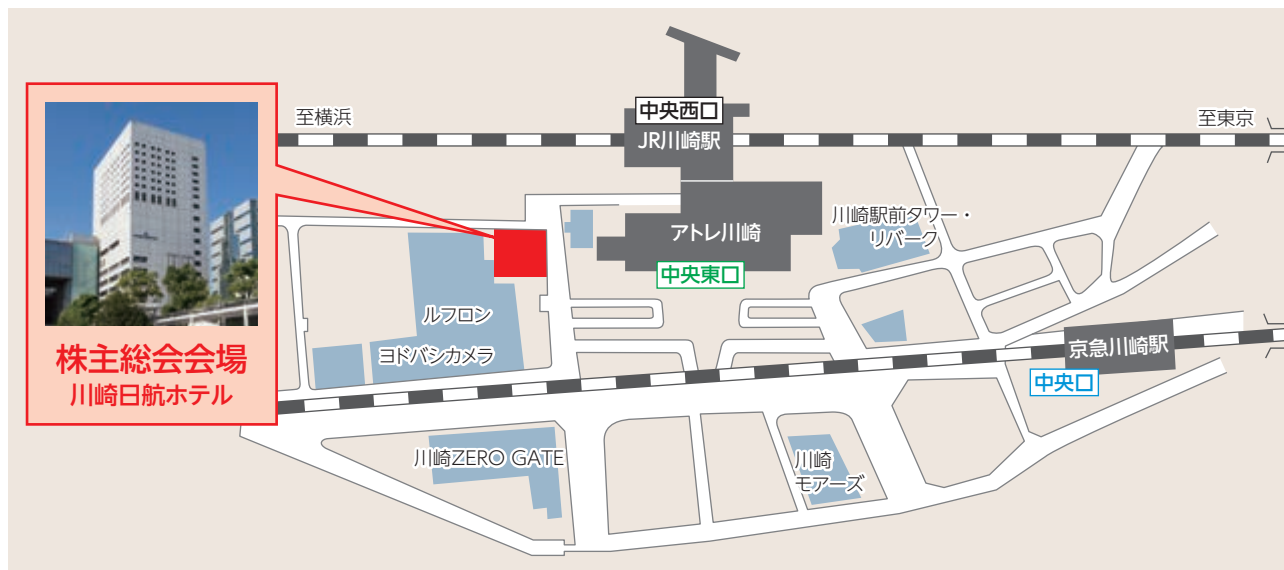
T E L 044-244-5941 (ホテル代表番号)

交 通

■ J R 川 崎 駅 — 中央東口より徒歩1分

■ 京 急 京急川崎駅 — 中央口より徒歩5分

※当日、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



- 本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ご来場いただけない株主様も株主総会当日の様子をご視聴いただけるようインターネットを用いてライブ配信を実施いたします。
- ライブ配信により株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の出席とならないことから、株主総会当日にご質問や議決権を行使いただけません。事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。